

＜相続関係質問表＞

配偶者はいますか。 ※配偶者が生存している場合は常に相続人となる。	いる・いない	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;"> 相続関係図 </div> <p style="font-size: small;"> 《記入方法》 ・各枠の upper 段に被相続人との続柄、中段に氏名、下段に死亡日を記入 ・代襲相続の場合は点線を実線にする </p>
第1順位〔配偶者と子〕 ※相続人に子（養子・代襲相続人含）が1人でもいる場合、直系尊属（親）・兄弟姉妹は相続人にならない。		
相続人となる子はいますか。	いる・いない	
養子はいますか。 ※養子は全員相続人となる。	いる・いない	
代襲相続人はいますか。 <small>※代襲相続人：死亡している子がある場合、その子に代わって孫が相続する。</small>	いる・いない	
第2順位〔配偶者と直系尊属〕 ※子がいない場合、相続人となる。親・祖父母が1人でも生存していれば、兄弟姉妹は相続人ではない。		
被相続人の父・母・祖父母は、生存していますか。	いる・いない	
第3順位〔配偶者と兄弟姉妹〕 ※子・親・祖父母がいない場合、相続人となる。		
被相続人の兄弟姉妹は、いますか。	いる・いない	
代襲相続人はいますか。 <small>※代襲相続：死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹に代わって甥・姪が相続する。</small>	いる・いない	
相続人に未成年者はいませんか。	いる・いない	注) 相続人が未成年者の場合、親権者、後見人または特別代理人が代わって遺産分割協議を行う。
親権者（後見人）も相続人ですか。	いる・いない	注) 未成年の子と親権者が共同相続人の場合は、原則、家庭裁判所へ特別代理人選任の申出をしていただき、相続手続きは、特別代理人の選任審判書謄本の提出をお願いします。親権者が相続人でない場合は、親権者。
相続人に行方不明の人はいませんか。	いる・いない	注) 行方不明の相続人がいる場合、不在者財産管理人が行方不明者に代わって遺産分割協議を行う。原則、家庭裁判所へ不在者財産管理人選任の申出をしていただき、権限外行為許可審判書謄本の提出をお願いします。
認知症などで判断能力が不十分な状態にある相続人はいませんか。	いる・いない	注) 認知症等で判断能力が不十分な状態にある相続人がいる場合、後見人が代わって行う。原則、家庭裁判所へ後見人選任の申出をしていただき、その選任審判書謄本が必要